

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条第三項及び第四十五条の三の二の規定に基づき、搜索救助用位置指示送信装置の技術的条件を次のように定める。

平成 年 月 日

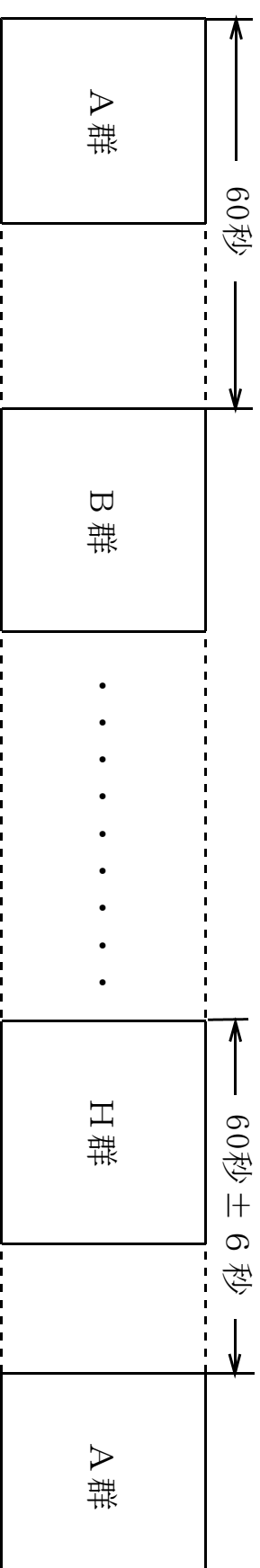
総務大臣 原口 一博

- 一 空中線電力の許容偏差は、（一）三デシベル以内であること。
- 二 メッセージの送信は、次のとおりとする。
 - 1 メッセージの送信周波数は、一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHzとし、いずれかの周波数から送信を開始し、交互に周波数を切り替えて送信するものであること。
 - 2 一のメッセージの送信時間は、七五分の二秒とし、二秒の送信休止時間後に次のメッセージの送信を開始するものであること。
 - 3 船舶が遭難していることを示すメッセージは、八のメッセージを一の群とし、かつ、A群からH群までの八の群を別図一に示す順序で送信するものであること。
 - 4 前号に掲げる各群におけるメッセージの送信順序及びメッセージ番号は、別図二に示すものであること。
 - 5 試験における航行状態のコード番号は、「15」とし、メッセージの送信順序及びメッセージ番号

号は、別図三に示すものであること。

三 二秒以上送信が続いた場合、一時的に送信を停止する機能を有すること。

別図 1 群の送信順序



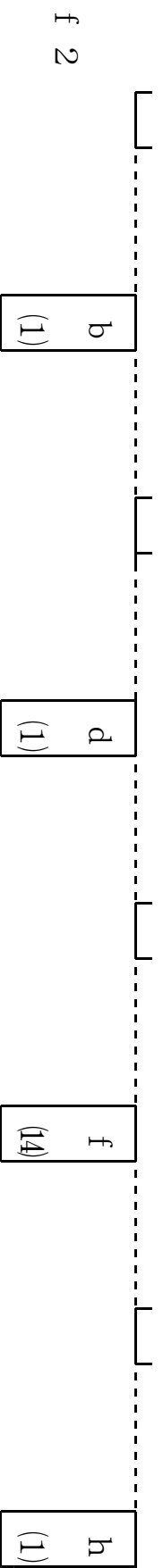
注 1 送信は、A群から開始するものとする。

- 2 各群（H群を除く。）の送信間隔は、60秒とする。
- 3 H群と次に送信されるA群との送信間隔は、54秒以上66秒以下とする。

別図 2 遭難していることを示すメッセージの送信順序及びメッセージ番号

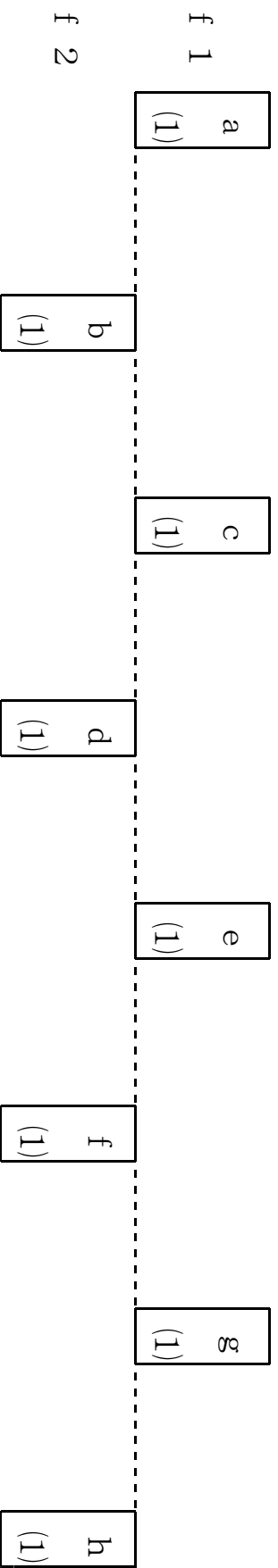
- 1 A群及びE群





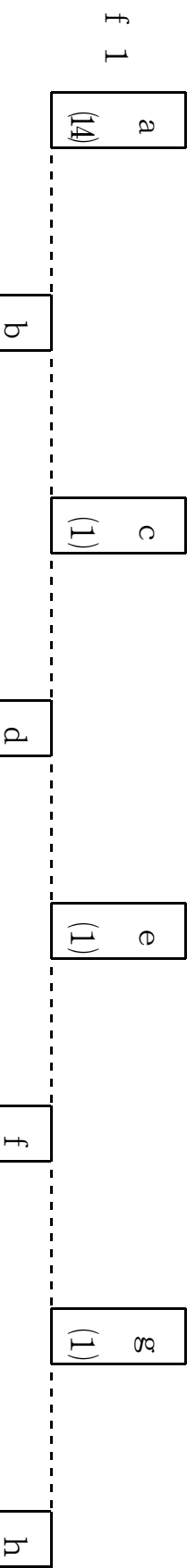
注 括弧内の数字は、ITU-R 勧告（国際電気通信連合無線通信部門の勧告をいう。以下同じ。）M. 1371に規定するメッセージ番号を表すものとする。

2 1以外の群



注 括弧内の数字は、ITU-R 勧告M. 1371に規定するメッセージ番号を表すものとする。

別図 3 試験におけるメッセージの送信順序及びメッセージ番号



f 2

(1)

(1)

(1)

(14)

注 括弧内の数字は、ITUR勧告M. 1371に規定するメッセージ番号を表すものとする。

附 則

この告示は、平成二十二年一月一日から施行する。